

新宿区専門家活用支援事業 よくあるご質問(FAQ)

令和3年4月15日時点版

No.	項目	質問	回答
1	対象となる専門家	新宿区外の専門家を活用してもよいか。	可。活用する専門家は、新宿区内区外の専門家を問わず対象としています。
2	対象者	区内法人で、本店登記は新宿区内だが実際の事業所は他区市町村の場合、申請は可能か。	不可。本店登記と会社の実態が共に新宿区内にあることが必要です。
3	対象者	個人事業主で、新宿区内と他区にそれぞれ店舗を構えている。この場合、対象か。	新宿区内の店舗にかかる補助金・給付金等の申請に関わるのであれば、対象です。他区の店舗のみの補助金・給付金等の申請についてであれば、対象外です。
4	対象者	特定非営利活動法人は対象か。	特定非営利活動法人は、中小企業にあてはまらないため対象となりません。また、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人等も中小企業にあてはまらないため対象となりません。
5	申請回数	既に1回申請を行い、24,000円の補助金の交付を受けたが、新たな補助金を申請するにあたって、追加で再度申請してもよいか。	可。上限額に達するまでは複数回の申請が可能です。既に上限額に満たない額で補助金を受領済みの方も再度申請ができます。
6	各種補助金・給付金等の申請支援の費用	令和3年3月に行った感染症拡大防止協力金等の補助金の代行申請費用は対象か。	対象外。令和3年4月1日以降に申請した補助金・給付金等が対象です。
7	各種補助金・給付金等の申請支援の費用	雇用調整助成金のような「助成金」も対象か。また、雇用調整助成金は月毎の申請となっているが、その場合も対象か。	対象です。また、雇用調整助成金のような月単位での申請が必要な助成金等については、当該月の申請を1件(上限24,000円)として受け付けます。
8	各種補助金・給付金等の申請支援の費用	A補助金で28,000円、B給付金で20,000円、計48,000円の申請支援の費用が掛かった。この場合は44,000円の補助が受けられるのか。	お見込のとおり。各種補助金・給付金等の支援を受けた際の費用の上限は、1件につき24,000円までであるため、A補助金の補助額は上限額である24,000円、B給付金の補助額は、実費分20,000円で計44,000円の補助が受けられます。
9	補助対象経費	税金納付の猶予や確定申告、法人登記、融資・借入等の手続きを専門家に依頼した場合は、補助金・給付金等の申請支援の対象となるか。	これらの手続きについては各種補助金・給付金等にはあたらなため対象とはなりませんが、事業再興に向けた専門家への相談・コンサルティングの一部として実施したものであれば、相談料・コンサルティング経費として申請することが可能です。

10	補助対象経費	顧問税理士・社労士等への顧問料は対象か。	通常の顧問料は対象外ですが、顧問税理士・社労士等に事業再興の相談や、各種補助金・給付金申請の支援を受けた場合の経費は対象となります。
11	補助対象経費	補助金等の申請支援を専門家に依頼した場合、添付書類として必要な納税証明や登記簿謄本の取得手数料を専門家が立て替えた場合の費用は対象経費となるか。	補助金等の申請に必要な添付書類の取得費用については、事業者自身が官公庁等に支払う費用であるため対象外です。補助金等の申請において専門家に支払う報酬や手数料が対象となります。
12	補助対象経費	補助金等の申請をした後で、申請内容の変更や申請後の実績報告を行うにあたり専門家の支援を受けた場合も対象となるか。	補助金単位での申請となりますので、申請やその後の変更、実績報告等の処理を含めて上限は24,000円となります。個別の取組として経費を申請することはできません。
13	申込に必要な書類	申請した補助金、給付金等の申請書の写しとあるが、申請機関の受領印は必要か。	不要。郵送申請、電子申請の場合、受領印が押されないことが考えられるため。